

文教厚生委員会記録

令和5年3月15日開催

- 1 日 時 令和5年3月15日(水) 9:58~15:21
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 渡部委員長 陶久副委員長
横田委員 湯浅委員 星加委員 福島委員 西川委員
住友進一委員
- 4 欠席委員 橋本委員
- 5 正副議長 藤本議長 幸坂副議長
- 6 傍聴議員 水谷議員 久米議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 表原市長 山本副市長 坂本教育長
吉村市民部長 石本環境管理部長 吉岡保健福祉部長
市瀬教育部長 東條市民生活課長 喜多人権・男女共同参画課長
松原環境保全課長 中川文化振興課長 高山環境管理課長
小川環境管理事務所長 小坂保険年金課長 石本福祉事務所長
松江生活福祉課長 安富介護保険課長 田上こども課長
日下保健センター所長 中橋教育総務課長 岡田学校教育課長
湯浅生涯学習課長 岐人権教育課長 小西スポーツ振興課長
松本学校給食課長 松村図書館長 清水税務課長
佐坂秘書広報課長 他
- 8 事務局 阿部事務局長 谷崎課長補佐 天川主査
- 9 傍聴者 1名
- 10 記者席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

渡部委員長 皆様、おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日、欠席の届け出がありましたのは、橋本委員です。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。今日も素晴らしいお花が添えられていますけれども、この桜の花が咲くには目に見えない根っこの部分があります。また、その根っこから吸い上げた養分が幹を通して枝に通っていく。その目に見えないところの作業が、今回出ている当初予算、議案であると思います。市民の目に見えないところで、市役所の皆さんが大変な働きを、日々続けてこられていることをやっとわかってまいりました。今日も審査がスムーズに、かつ、十分にされますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 改めまして、皆さんおはようございます。本日も大変御多用の中、文教厚生委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますけれども、本委員会に提案をさせていただいております案件につきましては、条例の一部改正案7件、条例の廃止案1件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算案5件、令和5年度一般会計及び特別会計予算案14件の計27件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げたいと思います。

ただ今、渡部委員長さんのほうからは職員の、これまでの過程、歩みに関して桜の花びらに例えていただきましたけれども、本日、長丁場になるかと思いますが、議員各位におかれましては十分な御審議を賜りまして、原案のとおり、全ての議案、御承認を賜りますよう謹んでお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

渡部委員長 本委員会の審査案件は、付託されました市長提出議案27件と陳情1件であります。

審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、議案の説明は自己紹介のあと、着席して行っていただいて構いません。委員の方は、発言の際には挙手をしていただきますようお願いをいたします。それでは、審査に入りたいと思います。

第7号議案 阿南市坂東奨学基金条例の一部改正について

渡部委員長 初めに、第7号議案 阿南市坂東奨学基金条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。中橋教育総務課長。

【理事者説明 中橋 教育総務課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしという御意見がありました。よろしいでしょうか。それでは、質疑なしと

認め、質疑を終結いたします。

これより、第7議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第7号議案 阿南市坂東奨学基金条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第10号議案 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

渡部委員長 次に、第10号議案 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。田上こども課長。

【理事者説明 田上 こども課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。住友進一委員。

住友進一委員 ただ今説明をいただきました3ページの一番上にあります、10条の中に、一部を合わせて設置するほかの社会福祉施設等の設備とあるんですけども、この社会福祉施設等の設備というのはどういうものなのか具体的に教えていただけますか。

渡部委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。住友委員さんの御質問にお答えいたします。社会福祉施設等の設備でございますが、家庭的保育事業等の場合におきましては、小規模保育事業所等が関係してまいります。保育室の面積など、それから保育に係る備品、設備等が該当するものとされております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 よろしいですか。星加委員。

星加 委員 第14条のところで、つけ加えられた部分がたくさんございます。必要な措置を講ずるということだけを、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するように努めなければならないと、こういう文言が入ったということは、今後におきましてそういう訓練ということを定期的実施するということですが、実際に訓練というのはどのような訓練ができるわけでしょうか。

渡部委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。星加委員さんの御質問に御答弁いたします。
感染症の予防のための訓練でございますが、現在、研修等は各施設等で実施はしておりますが、具体的な訓練というのは、現在のところ実施いたしていませんので、今後、保健所等関係機関と連携を取りまして、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第10議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第10号議案 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第11号議案 阿南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

渡部委員長 次に、第11号議案 阿南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。湯浅生涯学習課長。

【理事者説明 湯浅 生涯学習課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。住友進一委員。

住友進一委員 放課後児童健全育成事業者とその事業所というのについて、これは放課後児童クラブのことかなと思っていたんですが、その辺をちょっと説明いただけますか。

渡部委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 住友委員さんの御質問にお答えします。
放課後児童健全育成事業者は児童クラブのことです。現在、市内に28のクラブにつ

いて阿南市が委託をしております。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 そうしますと、各児童クラブについて、安全計画というのを策定しなければいけないと、それぞれに策定しなければならないということになりますと、その運営されているクラブに対して非常に負担がかかるのではないかと思いますし、その辺の支援というか、お手伝いについて、市のほうとしてはどのように考えられているのかお伺いいたします。

渡部委員長 湯浅生涯学習課長。

湯浅 課長 住友委員さんの御質問にお答えいたします。

確かに、運営の組織といたしましては、保護者等が運営をしておりますので、策定に当たっては保護者の負担も増えると思います。しかし、生涯学習課でひな形を作成いたしまして、各児童クラブにお配りいたします。また、令和5年度には安全計画策定に関する説明会も実施し、各児童クラブが円滑に安全計画が策定できるよう支援してまいりたいと考えております。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 支援のほどよろしく願いをいたします。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第11議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第11号議案 阿南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第12号議案 阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

渡部委員長 次に、『第12号議案 阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。
田上こども課長。

【理事者説明 田上 こども課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第12議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第12号議案 阿南市特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり
可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第13号議案 阿南市国民健康保険条例の一部改正について

渡部委員長 次に、第13号議案 阿南市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。
理事者の説明を求めます。小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第13議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第13号議案 阿南市国民健康保険条例の一部改
正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 1 4 号 議 案 阿 南 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

渡部委員長 次に、第 1 4 号 議 案 阿 南 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て を 議 題 と し ま す 。
理事者の説明を求めます。清水税務課長。

【理事者説明 清水 税務課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 1 4 議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 1 4 号 議 案 阿 南 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部
改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 1 6 号 議 案 阿 南 市 母 子 更 正 資 金 貸 付 基 金 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 廃 止 に つ い て

渡部委員長 次に、第 1 6 号 議 案 阿 南 市 母 子 更 正 資 金 貸 付 基 金 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 廃
止についてを議題とします。理事者の説明を求めます。田上こども課長。

【理事者説明 田上 こども課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 よろしいでしょうか。それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第16議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第16号議案 阿南市母子更正資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第17号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第9号)について(関係部分)

渡部委員長 次に、第17号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第9号)についてのうち、本委員会に係る部分を議題といたします。

第17号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。住友進一委員。

住友進一委員 63ページ、委員長、1問1答でいいでしょうか。

渡部委員長 どうぞ。

住友進一委員 では、1問1答でお願いします。63ページの一番下になりますけれども、市立保育所管理費の中の保育所広域利用施設型給付負担金と、その下の私立の保育所等運営負担金について説明をお願いいたします。

渡部委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。どうぞよろしく願いいたします。住友委員さんの御質問に御答弁申し上げます。

まず、保育所広域利用施設型給付負担金についてでございますが、保育所広域利用施設型給付負担金につきましては、本市に住所を有する児童が他市町村にある公立保育施設を利用する場合、広域利用に係る給付費として、施設が所在する市町村に対して支出をする負担金でございます。令和4年度分といたしまして、徳島市、小松島市、那賀町、美波町の保育施設を広域利用いたしました12名分の負担金989万2,000円を計上いたしております。

次に、私立保育所等運営費負担金についてでございますが、私立の認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所等に対しまして、国が定める公定価格に基づき運営費を支出するものでございます。御質問の3,955万9,000円につきましては、令和4年度の公定価格におきまして、保育士等、職員の人件費が、令和4年4月に遡及して、対前年度比1.2%程度引き上げられましたことから、現予算額に対する不足分を計上したものでございます。以上、説明とさせていただきます。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。市外に行かれている方も12人いらっしゃるということで、初めて知りました。そういう方もいらっしゃるんだなということでお聞きをいたしました。

それと、下の3,900万円の運営負担金については、かなり大きな金額になっていますけれども、やはり人件費の上昇分ということで、よくわからないんですが、私立の分が3,900万くらいになっていますけれども、当然公立の分も、また別のかたちで人件費というのは補正をかけているのでしょうか。

渡部委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。

ただ今の住友委員さんの御質問でございますが、公立施設につきましては、今回の対象にはなっておりませんが、交付税措置として公立のほうには措置がされるものとなっております。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 わかりました。それと、64ページの合併浄化槽、合併処理浄化槽の設置推進事業の分の、2,500万円ほどマイナスになっていますが、その減額の理由と、併せて、その合併浄化槽の単独から合併に変えるときの費用助成と新設のときの費用助成、二つあったかと思うんですけれども、新設については徐々に減額をしていっていると理解しているんですが、その辺も合わせて説明をお願いいたします。

渡部委員長 松原環境保全課長。

松原 課長 環境保全課の松原でございます。住友委員さんの、合併浄化槽設置補助金についての御質問に御答弁申し上げさせていただきます。

平成13年の4月1日から、浄化槽の新設時には原則として合併浄化槽の設置が義務づけられております。既に設置されている単独浄化槽についても、合併浄化槽への転換の努力義務が課せられているところでございます。国においては、単独浄化槽や汲み取り便槽の合併浄化槽への転換に対して予算を重点化することとなり、平成31年度より国の浄化槽設置事業実施要綱が改正になっております。

県内の新設の場合の補助金の状況でございますが、県内では小松島市、鳴門市は補助金を既に廃止しております。国の要綱改正以降については徳島市、吉野川市なども廃止しております。本市については、日亜化学工業河川水質改良基金を活用し、新設浄化槽設置分についても補助対象とすることといたしておりますが、市の財政状況とか他市の状況も踏まえて、令和2年度から年次的に、新設にかかる、国の制度に適合した補助金について減額をしているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 この補正で2,500万円減額になっていますけれども、その理由についてもお願いします。

渡部委員長 松原環境保全課長。

松原 課長 環境保全課の松原でございます。

減額の理由についてでございますが、当初、予算計上していた分よりも、浄化槽の申請件数が少なかったことによるものでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 合併浄化槽の新設の分については徐々に下げていっていると認識していますけれども、日亜化学さんからの寄附による基金を取り崩しながらやっておりますので、これも下水の繋ぎ込みについても補助金を出していると思うんです。また、ほかの生活排水の、排水処理の分でいろいろあると思うんですけれども、その辺との整合性も含めて、もう一度見直す必要があるのではないかと思います。下水道、それから西春日野、春日野、豊香野、羽ノ浦農業集落排水ですか。不公平感がないようにこの辺をもう一度見直していただいて、制度化をちゃんとしていただきたいと。これは要望でございますが、よろしく願いをいたします。以上です。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第17号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第17号議案 令和4年度阿南市一般会計補正予算(第9号)についてのうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第18号議案 令和4年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

渡部委員長 次に、第18号議案 令和4年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。理事者の説明を求めます。小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第18号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第18号議案 令和4年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第19号議案 令和4年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)について

渡部委員長 次に、第19号議案 令和4年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松本学校給食課長。

【理事者説明 松本 学校給食課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。星加委員。

星加 委員 ただ今、御説明いただきまして、関連でちょっと質問をさせていただきたいと思えます。地産地消の繰入金で730万円、そのうちの520万円が地産地消の金額ということで非常に、大変ありがたいことと思えます。それに加えて、中学校、コロナなんかで休校したということで210万円の減額ということですが、先月の2月に南部学校給食センターでコロナ感染による給食の中止ということが、私たちのメールで報じられております。そのときのことについて詳しく、どのような方法で給食を提供したのかということについて教えていただきたいと思えます。

渡部委員長 松本学校給食課長。

松本 課長 学校給食課、松本です。よろしくお願ひします。星加委員さんからの、南部学校給食センターにおける調理員の新型コロナウイルス感染症感染への対応についての御質問にお答えをさせていただきます。

先日、発生いたしました、南部学校給食センター調理員の新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応、また、献立変更につきましては、まず南部学校給食センターでは、正規調理員が5名、会計年度任用の調理員が11名、合計16名で、毎日約1,400食の学校給食調理を行っているところでございます。まず、2月17日、金曜日におきまして、4名の調理員が新型コロナウイルス感染症に感染、陽性が判明したことを皮切りに、連続的に感染者が増えることになりまして、結果的には2月25日、土曜日までの9日間で計10名の調理員が感染するという事態になりました。2月19日、日曜日の時点で既に6名が感染していたという状況のうえ、感染拡大防止のため、代替調理員の自宅待機などを検討した結果、翌20日、月曜日以降につきまして人員配置が厳しく、予定していた献立の調理ができないという事態に陥ってしまいました。給食を止めるということも選択肢に入れておりましたが、急に給食を止めることになればお弁当を準備

できない御家庭もあるとお聞きをしておりましたので、発注している食材の中で納品を止められる食材を止め、急ぎよ、献立を変更したものでございます。結果的には、2月20日から3月1日までの給食7回につきまして、ご飯を食パンに、また、二つあるおかずの一つをデザートにといった献立変更をいたしました。

今回の献立変更では、予定していた献立を楽しみにしていた児童生徒、また、保護者、教職員、関係者の皆様に大変な御迷惑と御心配をおかけすることになり、真摯に反省、お詫びをするとともに、再発防止に向け、南部学校給食センターのみならず、他の給食センターとも職場における感染防止対策を徹底してまいります。

なお、感染しました調理員につきましては、現在、全員復帰しております。以上、御報告とさせていただきます。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。大変長きにわたって献立どおりの給食が提供されていないということは、これはいわゆる学校給食センターとしても非常に重く受け止めなければならないことだと思います。今、保育園関係のところで、いわゆる感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のために訓練を定期的実施するように努めなければならないと、というような条例も先ほどありました。そういうことから、学校給食センターというところは、マスクはしているものの、やはり換気とか、そういうことについて、もう一度、感染症に関しまして検証する必要があるかと思えます。そしてまた、南部学校給食センターは今後、民間に委託をされるというようなこともございます。そういうことも含めまして、もう一度、給食センター、それから教育委員会等で検証していただくことを要望しておきます。以上でございます。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第19号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第19号議案 令和4年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

渡部委員長 ここで15分ほど休憩をいたします。11時20分から再開いたします。

休 憩 11:07~11:18

渡部委員長 では、休憩前に引き続き、会議を行います。

第21号議案 令和4年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

渡部委員長 第21号議案 令和4年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松原環境保全課長。

【理事者説明 松原 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第21号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第21号議案 令和4年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第22号議案 令和4年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第2号）について

渡部委員長 次に、第22号議案 令和4年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下保健センター所長。

【理事者説明 日下 保健センター所長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第22号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第22号議案 令和4年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第23号議案 令和5年度阿南市一般会計予算について

渡部委員長 次に、第23号議案 令和5年度阿南市一般会計予算についてのうち、本委員会に関係する部分を議題とします。第23号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。湯浅委員。

湯浅 委員 何点かお尋ねしたいと思います。142ページのし尿等収集業務委託料が100万円、予算計上されておりますけれども、この内容についてお伺いしたいと思います。

渡部委員長 高山環境管理課長。

高山 課長 環境管理課、高山でございます。よろしくお願いいたします。4款2項3目、し尿処理費のうち、12節、し尿等収集業務委託料について御答弁いたします。

本業務は、阿南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の規定により、し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬にかかる業務について委託するものでございます。業務内容としましては、山間部や進入路が狭いなどの状況のため、し尿及び浄化槽汚泥の収集が困難な世帯、具体的には収集車両が地形や進入路等の状況により安全に停車でき、かつ最も接近した停車位置から、便槽または浄化槽まで50メートル以上の距離にあるため、ホースを延長して収集する必要のある世帯の収集及び運搬業務を委託するものでございます。以上、御答弁といたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 ありがとうございます。その委託料の対象となっている世帯数及び業者がわかればお教えいただけたらと思います。

渡部委員長 高山環境管理課長。

高山 課長 環境管理課、高山でございます。湯浅委員さんの御質問にお答えいたします。令和3年度の実績の数字でございますが、112件となっております。内訳につきましては、阿南市北部と那賀川町を収集しております大松谷清掃さんが58件、阿南市南部を収集しております森清浄社さんの区域内が54件となっております。以上、お答えといたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 この委託料の中に羽ノ浦地域は含まれておりませんが、羽ノ浦地域においては、収集困難世帯はないということで理解していいのか、お尋ねしたいと思います。

渡部委員長 高山環境管理課長。

高山 課長 環境管理課、高山でございます。
羽ノ浦町における収集困難世帯については1件あるとお伺いしております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 羽ノ浦町に1件あるということですが、この業務委託料に関しては、羽ノ浦町に関しては対応していないということでございます。まず、このし尿等の収集運搬業務に関しては、大変重要な業務であることは十分に理解しておりますけれども、委託料について、羽ノ浦町にも収集困難世帯があるということでございますので、この委託料の内容の見直しについて検討を行っていただけたらと思いますので、要望をさせていただきたいと思います。

続きまして、223ページの土地購入費、支障物件移転補償費についてお伺いをしたいと思います。羽ノ浦小学校のグラウンドが狭いということで、JA用地を購入することで、今回、予算計上をされておりますけれども、施設の解体工事期間中においてはグラウンドの使用を制限されると思われま。学校及び保護者、またスポーツ少年団等への説明はされておられるのか、お伺いをいたします。

渡部委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課、中橋です。どうぞよろしくお願いいたします。
現在のところ、その関係団体等に向けまして説明というのは、まだ実施しておりません。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 もう一度お願いします。

中橋 課長 現在のところ、用地購入後の解体に伴いまして、関係団体等に対しての御説明は、まだ現在のところ実施しておりません。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 説明をされていないということでございますが、購入をするということの説明はされておられますか。お伺いをいたします。

渡部委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課、中橋です。どうぞよろしくお願いいたします。
購入するということの御説明につきましても実施はしておりません。以上、御答弁いたします。

渡部委員長 湯浅委員。

湯浅 委員 何か警戒しながらの答弁のような気がしますが、決して反対をしているわけではござ

いませんので、その点、お間違えのないように御答弁いただけたらと思います。

この測量の作業中におきまして、下校時の児童と重なった事例がございました。保護者のほうから相談がありまして、教育委員会のほうにも相談をさせていただきましたけれども、大変大きな工事になると思われます。まず、グラウンドにおいても使用の制限がかかってくる可能性もございます。まずは学校、保護者、スポーツ少年団等への説明会の実施と、地元住民を含め、市民の方に対して丁寧な説明と理解、協力をいただけるよう努力していただきますよう要望したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

渡部委員長 湯浅委員、以上でよろしいですか。

湯浅 委員 はい。

渡部委員長 では、ほかに質疑はございませんか。星加委員。

星加 委員 104ページの私立保育所等運営費の過年度国庫負担金等返納金についてお尋ねいたします。返納金というのはどのようなことなのか、御説明をお願いいたします。

渡部委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。星加委員さんの御質問に御答弁をいたします。

過年度国庫負担金等返納金についてでございますが、現在、社会福祉法人喜久伸福祉会が運営しております、那賀川ひまわり保育園の財産処分に係る返納金でございます。那賀川ひまわり保育園につきましては、平成24年に創設いたしました認可保育園でございますが、令和5年4月1日に社会福祉法人喜久伸福祉会から、本年度新しく設立いたしました社会福祉法人幸結福祉会へ施設を有償譲渡することとなりましたことから、国の補助金の交付を受けて取得されております、那賀川ひまわり保育園、平成24年建築部分と、平成28年増築部分がございますが、この施設について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして、財産処分納付金額を返納することといたしております。返納金額につきましては、歳入におきまして、社会福祉法人喜久伸福祉会から阿南市へ7,260万6,000円を計上いたしております。そのうち4,840万5,000円を返納することといたしております。

それから、那賀川ひまわり保育園につきましては、令和5年4月に運営主体が新たな法人に変わりますが、児童の受け入れにつきましては、現在、利用されております児童は継続的に利用できることといたしております。以上、お答えといたします。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 ありがとうございます。

続きまして226ページ、中学校教育振興費の赤ちゃん授業委託料についてお尋ねいたします。この赤ちゃん授業委託料は、ちょっと金額が上がっているように思うんですが、委託するところはどこでしょうか。その委託料についてもお尋ねいたします。

渡部委員長 岡田学校教育課長。

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。赤ちゃん授業の委託料の委託先ということでございますけれども、本年度までしていただいております、赤ちゃん授業の委託先につきま

して、組織の中でのさまざまな高齢化等も含めまして、ひとたび活動を閉じるということでございまして、来年度からはそれを引き継いでいただける新たな組織にお願いするということになっております。恐れ入ります、ちょっと名前を失念いたしておりますので、ちょっと御時間をいただけるか、また改めてというかたちでお願いできればありがたいと思っております。

星加 委員 継続してやっていただけるということによろしいのでしょうか。

岡田 課長 内容につきましては適切な引継ぎをしていただけるとお伺いしておりますので、そのつもりでおります。

星加 委員 わかりました。

それから続いて、223ページ、小学校トイレ洋式化改修事業でございますが、これでどれぐらいの学校が洋式化できるのでしょうか。各学校、ほとんどできるということですか。お尋ねいたします。

渡部委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課、中橋です。よろしくお伺いいたします。

令和5年度には富岡小学校と桑野小学校でトイレの洋式化と合わせて、一部、乾式化の工事を実施する予定にしております。それで、残りは令和6年度に横見小学校、それから宝田小学校、新野小学校、それと一部の中学校で工事を実施しまして、当初の計画どおり、5年間で全ての小中学校に洋式便器を設置することを目指しております。以上、御答弁といたします。

星加 委員 では、今年が4年目ということで、来年度で全て完了ということになるわけですか。そのように理解してよろしいんですね。

渡部委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課、中橋です。

御質問のとおり、全ての小学校で洋式トイレを設置することが完了になります。全てが洋式トイレになるということではございません。以上、御答弁といたします。

星加 委員 ありがとうございます。

それと、幼稚園の先生、それと保育所の保育士さん、この会計年度任用職員の給料、それから報酬ですか、そういうものが計上されておりますが、令和4年度に比べて、令和5年度というのは、会計年度任用職員の給料自体が、それは上がっているのでしょうか。それとも、令和4年度、令和5年度は同じような状況でしょうか。その点についてお伺いをいたします。これはいけますよね、会計年度任用職員の給料ですが。

渡部委員長 幼稚園も保育所もこども課ですね。

星加 委員 そうですね。

渡部委員長 では、田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。星加委員さんの御質問にお答えいたします。

保育所、幼稚園の会計年度任用職員の賃金でございますが、令和4年度と令和5年度は変更はございません。以上、お答えいたします。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 各地でいろいろな給与改正ということもございますので、この件について、今後、賃上げしていただかないと、なかなか保育士さん、それから幼稚園の先生、集まりにくいわけでございますので、今後、理事者におかれましては考えていただきたいことを要望して、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。住友進一委員。

住友進一委員 104ページの保育所営繕費の施設改修工事費4,500万円の説明をお願いします。

渡部委員長 田上こども課長。

田上 課長 こども課、田上でございます。住友委員さんの御質問に御答弁いたします。
施設改修工事費でございますが、4,500万円の施設改修工事費につきましては、津乃峰保育所の人工芝改修工事、新野こどもセンターの外部塗装改修工事、平島こどもセンターのテラス改修工事を行うものでございます。津乃峰保育所の人工芝改修工事につきましては、津乃峰保育所は中庭に廊下のある建物のつくりとなっており、各教室への移動はこの廊下を使用しておりますが、経年劣化による摩耗が進行し、通行に支障をきたしておりますことから、改修工事を行うものでございます。
新野こどもセンターの外部塗装改修工事につきましては、保育所及び幼稚園の建設のときから概ね20年を迎えており、劣化が著しい木質系の外壁素材、それからスレート屋根の塗装改修を行うもので、施設の長寿命化を図るものでございます。
平島こどもセンターのテラス改修につきましては、平島こどもセンターのテラスがウッドデッキとなっておりますが、下地材である木材の腐食により、ビスが表面に浮いている現状となっております。園児が裸足で歩くところですので、大変危険であることから修繕を行うものでございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。かなり大きな工事を3件ということではありますが、安全、安心という観点からしますと、ぜひともよろしく願いいたします。
あと、121ページの医師確保対策事業の地域医療拡充支援事業補助金、7,500万円の説明をお願いいたします。それと、これは毎年これだけの補助金が出て行っているのかどうか、それも含めて答弁をお願いします。

渡部委員長 日下保健センター所長。

日下 所長 保健センター、日下です。
地域医療拡充支援事業補助金7,500万円につきましては、令和2年度より、阿南医療センター内に設置された阿南地域医療教育センターで、徳島大学の教員が行う外来診療や病棟診療などの診療支援と、研修員などへの指導をとおして、医師確保や若手医師の育成に努めるもので、教員9名と技術補佐員2名の人件費、研究費、学会費及び出張旅費等を補助するもので、7,500万円を予定しております。
御質問の、毎年というか、支出ですが、このセンターを設置されたのが令和2年から

でございまして、2年から5年間、令和6年度までの事業として行っております。過去の実績は、開始の年度が6,800万円、3年度が7,500万円で、今年度も7,500万円の見込みでございます。以上、お答えとさせていただきます。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。12月議会でもいろいろ質問もさせていただきましたけれども、阿南医療センターの充実ということで、令和2年度から6年度まで、補助事業ということでこれだけのお金を出しているということですが、2年、3年、4年とたっておりますが、成果としては出ておりますか。

渡部委員長 日下保健センター所長。

日下 所長 先ほどお答えしましたとおり、徳島大学より教員の方が来られますので、その方も診療等を行っていただいておりますので、医師確保にはつながっていると思います。

渡部委員長 住友委員。

住友進一委員 せっかくこれだけお金を出しているんですから、きちっと成果も確認しながら、次年度もお金を出していくというようなかたちを取らないと、「思う」というようなことでは大きいお金なので、だんだんと難しくなるのではないかと思います。その辺はきちっと管理をしていただいて、出すことに関しては全然問題ないとは思いますが、その辺をきちっと考えていただきたいなど、これも要望しておきますのでよろしく願いいたします。

次に、219ページ、小学校営繕費の校舎営繕工事費1,200万円の説明をお願いいたします。

渡部委員長 中橋教育総務課長。

中橋 課長 教育総務課、中橋です。よろしく願いいたします。

校舎営繕工事費の1,200万円の内容でございますが、基本的には修理、修繕の範囲で対応しきれないような、工事を伴うものを予算計上しているところでございます。主な内容でございますが、平島小学校の特別教室の空調設備の設置工事に200万円。これは、平島小学校の2階の特別支援教室のエアコンが老朽化しておりまして、機能が低下しておりますので新しく更新するものでございます。もう1点は、岩脇小学校の保健室を改修する工事に1,000万円でございます。これは、岩脇小学校には特別支援学級を除いた学級数が、現在、全学年で10学級ありますが、令和6年度には11学級に増えることが見込まれておりまして、令和5年度中に、新たな教室を準備する必要があることから工事をするものでございます。校舎の1階にあります運動用の倉庫、これを保健室用に改修する工事を実施して、2階にある保健室を移します。そして、普通教室のスペースを確保しようとするものでございます。以上、御答弁といたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。なかなか御苦労があるなという思いで聞いておりました。今までのところで、かなり保育とか教育環境の充実にかなり大きい予算がついております。これは市長の考えのもとでこういう配慮があるんだろうと思いますけれども、私もずっとそういうかたちで、悪いところは修繕していくということで、待ったなしのと

ころも今までずっと残されていまして、こういうかたちで修繕費なり工事費をつけていただくということは非常にありがたいなと思っていますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、253ページ、体育施設管理費の指定管理者業務委託料、これは多分、うみてらすの関係だろうと思えますけれども、これの内容と、それと指定管理者になりましたlinkworksの会社の概要、それからプロポーザル時に出された提案の内容もあれば、併せて答弁いただきたいと思えます。

渡部委員長 小西スポーツ振興課長。

小西 課長 スポーツ振興課、小西でございます。よろしく願いいたします。住友委員さんの、指定管理者制度に関する御質問にお答えいたします。

まず、令和4年12月の定例会におきまして、うみてらす北の脇の指定管理者として議決をいただきました、株式会社linkworksにつきましては、関西圏において直営のフィットネス及びスイミング施設を9施設保有しており、また、指定管理者として中部地方、近畿地方で七つの施設を管理している会社でございます。

次に、プロポーザル時の提案内容及び指定管理者後に取りかかる事業につきましては、指定管理期間内におきまして、年間延べ5万人の来場者を目標として掲げ、来場者のニーズに対応した休館日及び開閉時間について、フレキシブルに対応することを提案いただいております。特に繁忙期であります、7月及び8月につきましては休館日を設けず、市民サービスの向上を図るとしております。

指定管理後に取りかかる事業といたしましては、本施設の認知度向上に努めるため、ホームページや各種SNSの開設を行うことはもちろん、本施設のパンフレットを作成し、指定管理者が管理運営を行う施設に設置することで利用者の拡大を図ります。また、海洋性スポーツ教室とは別に、月1回の海のアウトドアクラブを設立し、通年的に海に関わる事業を実施いたします。加えて、誰もが気軽に立ち寄れる、よい意味での地元の新しいたまり場として、多くの方に愛されるスペースづくりを目指しております。

最後に、指定管理料880万円の内容についてでございますが、主に人件費、光熱水費及び北の脇海水浴場の監視に係る経費に充てられており、その他の経費につきましては、利用料金収入と自主事業の収入により、まかなうとの収支計算書の提出がございました。以上、御答弁といたします。

渡部委員長 住友進一委員。

住友進一委員 ありがとうございます。よくわかりました。ホームページ等を通じて、イベント等の内容も市民に周知していただけたということで、今まではイベント等の内容が市民に十分行きわたっていたのかな、という思いもありますので、せっかく指定管理者さんに、linkworksさんって、関西のほうでかなりのところで運営していますので、その辺のノウハウを使って、市民にも十分、イベントの内容が伝わるように、一つ、お願いできたらと思っております。

それと、これは要望になりますけれども、99ページになりますが、これは市長の肝いりだろうと思えますが、多様な集団活動事業利用支援補助金、この件につきましては一般質問でもかなり質問が出て、市長も答弁されております。これ、非常にいいことであろうと思っておりますけれども、まだ、少し問題もあるように思います。市内から市外に、こういう自然スクールみたいな学校に行っている方への補助もできるのかとか、今回初めてやるので、その辺も検証しながら、次年度以降も続けていったらいいのではないかと考えています。

また、もう一つは、こういうふうに幼稚園、保育所の子どもたちに手厚く支援を、保

護者に対して支援をしていく。ただ、在宅育児をされている方の支援というのが、非常に手薄になってくるのではないかと。4月には県のクーポンも終わるということでありますし、不公平感が出てきているのではないかと思います。答弁の中にも、今後、対応を検討していくという御答弁をいただいておりますけれども、であれば、できるだけ迅速に、できるだけ早く、できたら今年中くらいに打ち出して、その不平等感を払拭していただきたいと思っておりますので、これは要望ということでお願いをいたします。以上です。

渡部委員長　　では、ここで休憩をいたします。午後1時から再開といたします。

休憩　12:02～12:58

渡部委員長　　休憩前に引き続き、第23号議案　令和5年度阿南市一般会計予算についてのうち、本委員会に係る部分を議題といたします。ほかに質疑はございませんか。西川委員。

西川　委員　　109ページの障害児通所支援事業の障害児通所支援費5億4,700万円ですけど、予算が大きいので、簡単な内訳だけでも教えていただければと思います。

渡部委員長　　石本福祉事務所長。

石本　所長　　福祉事務所長の石本です。よろしく申し上げます。西川委員さんの御質問に御答弁いたします。

障害児通所支援費とは、国保連合会に支払う給付金が入っておりまして、サービス内容を申し上げますと、児童発達支援が1億4,688万円、放課後等デイサービスが3億7,800万円、保育所等訪問支援が140万4,000円、次に障害児相談支援が1,100万円、あと、その他といたしまして、やむを得ない事由による措置と高額障害児通所給付費がございます。以上、簡単ではございますが、内訳の答弁といたします。

渡部委員長　　西川委員。

西川　委員　　ありがとうございました。

渡部委員長　　ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　　それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第23号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長　　御異議なしと認めます。よって、第23号議案　令和5年度阿南市一般会計予算について関係部分については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 2 4 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て

渡部委員長 次に、第 2 4 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て を 議 題 と し ま す 。 理 事 者 の 説 明 を 求 め ま す 。 小 坂 保 険 年 金 課 長 。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。星加委員。

星加 委員 ただ今、いろいろ御説明がございました。そこで、私からお伺いしたいことは、4月からのマイナンバーカードが健康保険証として使えるという、この問題についてお聞かせいただきたいと思います。国保事業の中での国民健康保険証について、まずお伺いいたしますが、4月からはどのような状況になりますか。その点についてお聞かせいただきたいと思います。

渡部委員長 小坂保険年金課長。

小坂 課長 保険年金課、小坂でございます。星加委員さんの御質問にお答えいたします。令和3年10月から、マイナンバーカードが健康保険証としても使える、マイナ保険証の導入が始まっていますが、このマイナ保険証を利用するためには、医療機関等におけるオンライン資格確認等システムの導入が必要となります。国は、令和5年度から、医療機関や薬局にオンライン資格確認等システムの導入を原則義務づけるとともに、将来的には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに統一していくという方針ですが、現在のところ、国から具体的な時期等を示す通知はございません。今はオンライン資格確認等システムが導入されている医療機関においても、マイナ保険証でも、従来の紙の保険証のどちらでも利用できる状況でございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 国の施策といたしまして、このマイナンバーカードを促進して、それがもとでたくさんの方が2月末までに殺到したというようなことがございます。そしてまた、一方では、病院等におきましては、このシステムを作らなければいけないということで、病院の窓口にはマイナンバーカード対応の機械が導入されているところも多くございますが、その点について、国保事業のほうでは病院の、そのカードを読み取る機械ですね。それがどれだけ普及しているかというのはつかんでおられますか。

渡部委員長 小坂保険年金課長。

小坂 課長 保険年金課、小坂です。星加委員さんの御質問にお答えいたします。今、現在の普及率等については、申し訳ございません、手元に資料を持ち合わせておりませんので、あとで御回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

星加 委員 それで結構です。

それで、患者さんの中には、もう3月から使えるようになっている病院もございますが、それ以前からそのカードで使用できるという大病院もございます。その中で、4月からマイナンバーカードをお持ちの方で、自分がこの中に健康保険証が登録されているかどうかというのがわからなくて病院へ行く方もあると思われま。その場合の周知はどのようにするのかということと、もう一つは、国保の健康保険証は入られている方に全てお送りするのかどうか。その二つについてお伺いいたします。

渡部委員長 小坂保険年金課長。

小坂 課長 保険年金課、小坂でございます。

登録しているか、いないかの周知等につきましては、担当課のほうではわからない状況でございます。

それと、4月からの保険証でございますが、紙の保険証は全世帯に送る予定としております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 国の施策としては、もうこれを使うということで始まったんですが、これ、何年間か、阿南市の普及率というのが70%以内だろうと思うんですけども、マイナンバーカードをお持ちの方が。どの方が健康保険証として登録されているかどうかわからないということは、12月の時点で私の質問でそのように御答弁されておりましたので、そのことについては理解ができます。それで、皆さんに健康保険証として使っていただきたいから、病院等に対しまして、読み取りの機械を入れているんですが、この中で非常に問題点が多いということも浮き彫りになっております。それは、もし使えるようになりますと、子どもの医療費、いわゆる子どもの医療費が無料というのは、いくら持っていたても手打ちでしないといけない。それと、特定疾患の人ですね、その人もわからない。マイナンバーカードを持っていて、健康保険証として使えていても、いろいろな問題点が出てくるということがわかりました。じゃあ、これは持っていてはだめですよという周知はどのようになさるんでしょうか、市として。国民健康保険証でいってくださいというのか、そのカードでいってくださいというのか、その周知はどのようにしますか。そして、子どもの医療費の受給者には別の紙がございますよね。それは持って行かないと読み取れないということも周知をしないと混乱を起こすわけですね、病院等で。また帰ってこれをお持ちくださいということになるんですよ。その周知をしなければならぬわけですよ。そのところはどうようになりますか。

渡部委員長 小坂保険年金課長。

小坂 課長 保険年金課、小坂でございます。委員さんの御質問にお答えいたします。

まず、子ども医療で受けている方、マイナンバーカードだけでは、確かにできませんので、こどもの医療費受給者証も持っていただくようにはなるんですけども、その周知の方法といたしましては、窓口へ届け出に来たときに丁寧に御説明するか、今後、広報等でも周知してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 これ、4月になりまして、病院側等でも混乱が起きるのではないかとということで、非

常に懸念材料がございます。国保事業といたしましても、市民の方に、この保険証を使ってもいける、それからマイナンバーカードでもいける。でもこのときに、こういう方は、その書類を持って行かなければならない。子ども医療の場合はこの紙を持って行かなければならない。そういうことを広報でおっしゃいましたので、そのことを丁寧にわかるように説明しないと、4月から機械は導入されておりますが、帰らなければいけない、これが足りないといって、家へ帰るような方も多数いると思います。その点について、やはり研究を重ねて、しっかり広報等をしていただくように要望して終わります。ありがとうございました。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。福島委員。

福島 委員 289ページに保険給付費の中で、療養諸費とか高額療養費とかあります。その中に、一般被保険者と退職被保険者に分かれています。過去には、退職被保険者制度ができたときには、一般被保険者と療養費が同等だったように思うんですが、だんだん減ってきております。それで、退職被保険者というのはどういう方をいうんでしょうか。それと、退職被保険者というのは将来なくなるんでしょうか。二つお伺いします。

渡部委員長 小休します。

小休 13:25～13:26

渡部委員長 再開します。
小坂保険年金課長。

小坂 課長 保険年金課、小坂です。
退職者被保険者の医療の関係は、今、現在は対象者がおりません。制度的には終わっているものではございます。ただ、その年度がちょっとはつきり確認を取れていないんですけれども。それと、詳細につきましては今、資料が手元に持ち合わせておりませんので、あとで御説明させていただきたいと思っております。

福島 委員 ありがとうございました。

渡部委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第24号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、『第24号議案 令和5年度阿南市国民健康保険事業特別会計予算について』は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 2 5 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 加 茂 谷 診 療 所 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て

第 2 6 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 伊 島 診 療 所 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て

渡部委員長 次に、第 2 5 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 加 茂 谷 診 療 所 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て 及 び
第 2 6 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 伊 島 診 療 所 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て を 一 括 し て 議 題
と し ま す 。 理 事 者 の 説 明 を 求 め ま す 。 小 坂 保 険 年 金 課 長 。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第 2 5 号 議 案 及 び 第 2 6 号 議 案 を 採 決 い た し ま す 。 ま ず 、 第 2 5 号 議 案 を
採 決 い た し ま す 。 本 件 を 原 案 の と お り 可 決 す る こ と に 御 異 議 あ り ま せ ん か 。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 2 5 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 加 茂 谷 診 療 所 事
業 特 別 会 計 予 算 に つ い て は 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た 。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

渡部委員長 次に、第 2 6 号 議 案 を 採 決 い た し ま す 。 本 件 を 原 案 の と お り 可 決 す る こ と に 御 異 議 あ
り ませ ん か 。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第 2 6 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 伊 島 診 療 所 事 業
特 別 会 計 予 算 に つ い て は 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た 。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 3 0 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て

渡部委員長 次に、第30号議案 令和5年度阿南市介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。安富介護保険課長。

【理事者説明 安富 介護保険課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第30号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第30号議案 令和5年度阿南市介護保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 3 1 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 伊 島 地 区 生 活 排 水 処 理 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て

渡部委員長 次に、第31号議案 令和5年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松原環境保全課長。

【理事者説明 松原 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第31号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第31号議案 令和5年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第32号議案 令和5年度阿南市学校給食事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第32号議案 令和5年度阿南市学校給食事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松本学校給食課長。

【理事者説明 松本 学校給食課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。星加委員。

星加 委員 ただ今、予算の説明がございました。学校給食は学校給食法によって行われている事業でございます。そこで伺いをさせていただきますが、現在、学校給食を召し上がらなくて、お弁当を持ってきている児童の方、生徒の方は何名いらっしゃいますでしょうか。

渡部委員長 松本学校給食課長。

松本 課長 学校給食課、松本でございます。星加委員さんの御質問にお答えをいたします。食物アレルギーにより毎日弁当を持参しておりますのは、小学校の児童5名となっております。以上、お答えとさせていただきます。

星加 委員 ありがとうございます。5名のお子様の中の方から、私のところにさまざまな苦しみですか、そういうことについてお話がございました。このお弁当のお子さんと申しますのは、アナフィラキシーがありまして、それで病院へかかりながら、その指導を受けながら学校へ通っているというお子様がいらっしゃるわけです。多分、この5名というのはそのようなお子様ではないかと考えます。

学校給食がアレルギー食もやっておりますが、そのアレルギー食では十分な対策ができないという方がいらっしゃるわけです。これは、保護者の方にとりましては、学校給食とかアレルギー食を作ってくださいということは、非常にありがたいことなんです。このお子様たちは、非常に経費もかかるし、それから保護者の方の負担もかかっているというのが現状でありまして、先ほど、住友進一委員さんが、自宅でお子様を見ている方という、支援の仕方ということをおっしゃられました。私は、それと同じように捉えます。そして、学校給食を召し上がれないという、その本人の事情があるわけですので、これも平等な教育、そして学校給食ということから考えますと、不平等感をなくす

という意味から考えましても、この人たちに対する対策。そのアレルギー食というのが、私も管理栄養士という免許を持っておりますが、もう非常に高いんです。ハンバーグ一つにしても非常に高額なんです。そして、学校給食費は何千円か、それでも先だっでは半額補助ということで、物価高騰対策ということで非常に助かったという保護者の方がたくさんいらっしゃいますが、この方たちは、月に何万円というような、お弁当を作るだけではなくて、おうちの食事もそうですので、その子1人に何万円もの食費が必要なわけです。それが、もし何かが含まれている、除去食品に含まれているというようなものを召し上がりましたら命に係わるお子さんだと捉えていただきたらと思います。

そのようなことで、お任せができないということで、お母さんが、保護者の方がすべて管理をしているわけなんです、この人たちに対する、今後、市長に対して御要望いたしますが、何らかの支援というのは必要なのではないだろうか。切実に、訴えによって私は考えました。5名ということだけではないんです。その人数が5名、お金が要るだけではなくて、その保護者の人の負担というのが非常に、お金では表せない大きなものがございます。誰一人、子どもを取り残さない、こどもまんなか、そういうことから考えましても、この人たちに対するいわゆる支援の仕方、そのようなことを考えていただきたいということを御要望いたしまして、そのような実態がありましたということで、御要望させていただきますので、今後、よろしく願いいたします。教育長さんのほうも、またこのようなお子様に対しての保護者の方への御支援とか、いろいろ考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第32号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第32号議案 令和5年度阿南市学校給食事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

渡部委員長 ここで10分ほど休憩をいたします。14時15分から再開をいたします。

休憩 14:02~14:14

渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

第33号議案 令和5年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計予算について

渡部委員長 第33号議案 令和5年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。中橋教育総務課長。

【理事者説明 中橋 教育総務課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第33号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第33号議案 令和5年度阿南市奨学資金貸付事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第34号議案 令和5年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計予算について

渡部委員長 次に第34号議案 令和5年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松原環境保全課長。

【理事者説明 松原 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第34号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第34号議案 令和5年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 3 6 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 豊 香 野 地 区 生 活 排 水 処 理 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て

渡 部 委 員 長 次 に 第 3 6 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 豊 香 野 地 区 生 活 排 水 処 理 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て を 議 題 と し ま す 。 理 事 者 の 説 明 を 求 め ま す 。 松 原 環 境 保 全 課 長 。

【 理 事 者 説 明 松 原 環 境 保 全 課 長 】

渡 部 委 員 長 理 事 者 の 説 明 が 終 わ り ま し た の で 質 疑 に 入 り ま す 。 質 疑 ご ざ い ま せ ん か 。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

渡 部 委 員 長 よ ろ し い で し ょ う か 。 そ れ で は 、 質 疑 な し と 認 め 、 質 疑 を 終 結 い た し ま す 。
こ れ よ り 、 第 3 6 号 議 案 を 採 決 い た し ま す 。 本 件 を 原 案 の と お り 可 決 す る こ と に 御 異 議 あり ま せ ん か 。

(「 異 議 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

渡 部 委 員 長 御 異 議 な し と 認 め ま す 。 よ っ て 、 第 3 6 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 豊 香 野 地 区 生 活 排 水 処 理 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て は 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た 。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第 3 7 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算 に つ い て

渡 部 委 員 長 次 に 第 3 7 号 議 案 令 和 5 年 度 阿 南 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算 に つ い て を 議 題 と し ま す 。 理 事 者 の 説 明 を 求 め ま す 。 小 坂 保 険 年 金 課 長 。

【 理 事 者 説 明 小 坂 保 険 年 金 課 長 】

渡 部 委 員 長 理 事 者 の 説 明 が 終 わ り ま し た の で 質 疑 に 入 り ま す 。 質 疑 あり ま せ ん か 。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

渡部委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
 これより、第37号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第37号議案 令和5年度阿南市後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

 質 疑 終 了 ・ 採 決
 全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第38号議案 令和5年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計予算について

渡部委員長 次に第38号議案 令和5年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。松原環境保全課長。

【理事者説明 松原 環境保全課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 よろしいでしょうか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
 これより、第38号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第38号議案 令和5年度阿南市西春日野生活排水処理事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

 質 疑 終 了 ・ 採 決
 全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第39号議案 令和5年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計予算について

渡部委員長 次に第39号議案 令和5年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下保健センター所長。

【理事者説明 日下 保健センター所長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。星加委員。

星加 委員 いろいろありがとうございます。少しお聞かせをいただきたいと思います。
令和5年度の5月から、確か5月からだと思うんですが、コロナ感染症が2類から5類ということになりますと、これ、夜間休日診療所でも受け入れなくてはならないと思うんですが、その対策というのはできているんでしょうか。それについてお聞かせをいただきたいと思います。だから、受け入れもするかどうかということと、対策ができているかどうかということ、その2点についてお伺いをさせていただきます。

渡部委員長 日下保健センター所長。

日下 所長 保健センター、日下です。
5月8日からの5類移行後、夜間休日診療所でもコロナの感染の疑いのある方が受診できるかという御質問なんですけれども、現在のところ、外来によるコロナの受診可能な機関というのは、全国におよそ4万2,000ほどといわれております。これが5類に移行しますと、インフルエンザと同じように、インフルエンザの受診が可能な医療機関は6万4,000ほどといわれておりますので、インフルエンザが受診できる医療機関はできるということになってこようかと思われませんが、現在、国のほうで、一定の期間を設けて、感染症対策のガイドラインやパーテーションの設営など、院内の感染対策への支援とかがまた通知される予定で、医療機関はある程度、時間をかけて、順次、拡大していくというような方向でございますので、まだそのような通知とか、対策とかの情報が入っておりませんので、今現在、夜間休日診療所でいつから受け入れが開始されるかというのは、ちょっと未定な状況でございます。以上、お答えいたします。

渡部委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第39号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第39号議案 令和5年度阿南市夜間休日診療所事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第40号議案 令和5年度阿南市椿診療所事業特別会計予算について

渡部委員長 次に、第40号議案 令和5年度阿南市椿診療所事業特別会計予算についてを議題とします。理事者の説明を求めます。小坂保険年金課長。

【理事者説明 小坂 保険年金課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第40号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第40号議案 令和5年度阿南市椿診療所事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第48号議案 阿南市印鑑条例の一部改正について

渡部委員長 次に、第48号議案 阿南市印鑑条例の一部改正についてを議題とします。理事者の説明を求めます。東條市民生活課長。

【理事者説明 東條 市民生活課長】

渡部委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第48号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、第48号議案 阿南市印鑑条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

陳情第1号 新型コロナウイルス対策に関する陳情

渡部委員長 では、次に、陳情の審査に入ります。
 陳情第1号 新型コロナウイルス対策に関する陳情を議題とします。まず、事務局に
 要旨の朗読をいただきます。

【事務局 朗読】

渡部委員長 ありがとうございました。本陳情に対して、理事者の見解がありましたらお願いいた
 します。岡田学校教育課長。

【理事者見解 岡田 学校教育課長】

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。よろしくお願ひいたします。『陳情第1号 新型コ
 ロウイルス対策に関する陳情につきまして、理事者の見解を、着座にて申し上げます。
 まず、教育現場において、4月1日を待たず、即時マスク着用の強制を中止し、生徒
 の判断で選択できるようにすることに、教師、保育士がマスクをしていない児童へマ
 スク着用を促したり、強要したりすることを禁止し、徹底して指導することについての見
 解を申し上げます。
 県教委及び新型コロナウイルス感染症対策本部の決定等を受け、学校においては、児
 童生徒の新年度に当たる4月1日からは、これまでの考え方を見直し、教育活動の実施
 に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とし、児童生徒の判断でマスクの着用
 を決定できるようにすることとしております。今年度におきましては、従来どおり、文
 部科学省による、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
 や県の方針を踏まえつつ、各校の感染状況等に合わせてメリハリのあるマスクの着用を
 指導してまいります。また、本年度内の卒業式においては、その教育的意義を考慮し、
 児童生徒はマスクを着用せず出席することを基本としております。
 4月以降につきましては、個人のマスクの着用の判断に資するよう、各校に周知して
 まいるとともに、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにすること及び
 児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による差別、偏見等がないよう、適切に指導を
 行うよう各校には指導してまいります。
 続きまして、3、児童生徒、教師及び保護者に対して、マスクによる弊害及びマスク
 の着用、不着用を選択できることを周知することについての見解を申し上げます。
 マスク着用の弊害についてでございますが、これまでにおいても、体育の授業におい
 てはマスクの着用は必要でないことを周知してまいりましたが、子どもの自己判断が難
 しい場合も想定し、夏場の体育の授業などで熱中症等に陥る危険がある際は、教員が積
 極的にマスクを外すように指示するよう、学校には指導してまいりました。今後も、子
 どもの安全面に十分配慮し、場合によっては教員がマスクを外すよう、積極的に促すこ
 とを周知してまいります。

次に、4、教師、保育士及び保護者に対して、マスク着用の強要は日本国憲法及び刑法違反に当たる恐れがあることを周知することについての見解を申し上げます。

各学校に対して、先ほども申し上げましたとおり、本市教育委員会からの指導として、子どもの健康や個人の意思を尊重し、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないよう指導してまいる所存です。

次に、5、マスクの着用をする側も、しない側も安心して授業を受けられるよう、自宅でのオンライン授業を選択できるようにすることについて見解を申し上げます。

国が進めておりますGIGAスクール構想によって、現在、本市においても、全ての小中学生に1人1台のiPad端末を貸与しており、本年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって学級閉鎖となった場合や、不登校の児童生徒の学びの保障のため、オンラインによる授業配信等を行っている学校もございます。さまざまな理由によりオンライン授業を選択したい場合は、学校に相談していただければ、可能な範囲で対応を考えてまいります。

最後に、6、新型コロナウイルス感染症に関する、テレビが報じない正しい情報をケーブルテレビ、広報等において住民に知らせることについての見解を申し上げます。

これまで、学校における新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、文部科学省や徳島県教育委員会、体育健康安全課から周知される通知等をもとに、保健所や学校医の御助言をいただきながら、各学校に情報を発信してまいりました。今後もこのような公的機関と連携しながら、適切な情報を発信するとともに、子どもたちが多くの情報の中から正しいこと、適切なこと、必要なことを取捨選択できるような態度や力を育ててまいりたいと考えております。

以上、陳情1号に対する理事者の見解といたします。

渡部委員長 ありがとうございました。

これより、本陳情について、委員からの御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。御意見ございませんか。陶久副委員長。

陶久副委員長 この陳情ですが、原文というか、原本は3ページぐらい、すごくたくさん文字がちりばめられたすごい内容だったんですけれども、それを議会事務局がこのペーパーにまとめていただいたということなんですけれども、これを読ませてもらっても、かなりきつい言葉で現状を認定されている、御本人さんにとってはね。それを、こういう現実というのは、学校現場のほうで実際あるのかどうかというのは、教育を担当されている方としてどのように見ておられますか。

渡部委員長 岡田学校教育課長。

岡田 課長 陶久副委員長の御質問に対してお答えいたします。

学校において、陳情の中身につきましては、学校が大変強いかたちで、子どもたちにマスクの着用を強いているというようなことでございましたが、先ほども申しましたように、学校は常に、その学校独自の現状、それから子どもの状態、感染状況等を鑑みながら適切な指導をしてまいっていると私は考えておりますし、そういったことについて個人的な見解をお伝えしていただくことはございますが、学校のほうに、その指導に対する強さといったものにつきましてはの苦情でありますとか、そういったことについては私の耳には入っておりませんので、本陳情につきましては、現実の学校現場にとって必ずしも浴ったものではないのではないかと捉えております。以上でございます。

陶久副委員長 ありがとうございました。

渡部委員長 横田委員。

横田 委員 この陳情についてであります。先ほどからも、教育委員会のほうでも見解を述べておられます。私も、この内容を読みますと、やはり事実誤認もされているようでありますし、科学的な根拠に基づいていない部分もあると思うんです。例えば、未だ感染が拡大しているというような、今、状況にはないと思うんですね。そういった中で、感染症対策を講じていくということは、5類に移行しようが必要なことでありますので、それ相応の社会的な事情によって行動は取っていくべきだと思いますが、マスクの着用による子どもの脳への悪影響とか、そういったことに対しても、どういう根拠でここに載せていただいているのか。こういうことについても、私は少し誤解をしているのではなからうかと思いますが、マスクの強制ということも、もう既に、この13日から個人の判断によるということに、国のほうも方針を出しております。そういった中で、マスクの着用による弊害及びマスクの着用を選択できることというのは、もう既に国の方針として、広く広報されているとも考えておりますし、この、テレビが報じない正しい情報をケーブルテレビ、広報等において住民に知らせるということでも、テレビが報じない正しい情報というのが何を指して、どのようなことを思っているのかということも、ちょっと理解できないわけでありまして、やはり、この情報の真意を確かめるということが市議会議員にいわれているわけですが、議員としての立場としたら、いつもニュース等には思いを持って対応しているので、この情報の真意というのは少し、ちょっと捉え方が違うのではないかと思います。

議員としては、市民の健康、そういったことに常に注意を払いながら、皆さんは活動をされていると思うので、この陳情については、私は少し、正確な情報に基づいた内容ではないような感じがしますので、これだと、私は不採択であると思っております。マスクの着用と脳への影響という情報は、教育委員会としても認識があるのでしょうか。その点もお聞かせいただきたいと思いますが。

渡部委員長 星加委員。

星加 委員 それでは、この陳情に対することなんですが、今、横田委員がおっしゃったように、マスクの着用により子どもの脳への悪影響についても懸念していると。これは、やはり医学的な根拠に基づかないといけないと思います。

それともう一つ、市議会議員が広く情報を収集しということですが、個人で市議会議員が収集するということは、公的な厚生労働省から出ていること、政府ですね。それから出てくること。それと、学校においては教育委員会の見解、そのような、国からの指示により徳島県、そして阿南市教育委員会ですね。その判断によるもので学校は成り立っていているわけですので、ただ今、課長が見解を申されたように、やはりさまざまところからの情報、それとか、指導により子どもたちのマスク着用、そのようなことをしているわけでありまして、一貫性がないなというところもございます。

マスクの着用を促したりとか強要することがないように指導することって申しまして、本人がつけたい場合はつけていいし、強要じゃなくて、それは保護者とか本人に任されているわけですので、やはりこの新型コロナウイルス対策に対する陳情というのは、これはちょっと飛躍した文章のようにも感じますので、やはり不採択ということをお願いしたいと思います。以上です。

渡部委員長 今、不採択との御意見がございました。横田委員、質問のほうはお答え求めますか。

横田 委員 どうでしょうか。

渡部委員長 岡田学校教育課長。

岡田 課長 学校教育課、岡田でございます。

マスクの着用と脳への影響についてというようなことでございますが、われわれは、公立学校でございますので、例えば文部科学省からの通知、それから県教育委員会、体育健康安全課からの情報、また、保健所や学校医等からの情報のもとで子どもたちへの指導は行っておりますので、このマスクの着用と脳への影響ということについて、公的に何かこちらに指導、指示があったということはございませんので、われわれとしましては、先ほど述べましたように、例えば夏の熱中症の予防でありますとか、そういった危険性については十分配慮してまいりたいと考えているところでございますけれども、マスクと脳の影響でといったことにつきましては、学校教育課のほうでこれといった見解があるということはないということでございます。以上でございます。

渡部委員長 横田委員、よろしいでしょうか。

横田 委員 はい。

渡部委員長 ほか、住友進一委員。

住友進一委員 この提出者の藤井さんというのは那賀川町ということで、地元であります。藤井さんの子どもを思う、安全、安心について思う気持ちというのは十分伝わってくると、私は思っております。しかしながら、この陳情書の本文のほう、長い文章を見てみますと、個人的にかなり誤認されている部分もあるのではないかと見受けられました。今までの見解、それから横田委員、それから星加委員からも話がありましたように、われわれも健康とか、それから個人の意思の尊重という分については十分配慮しながら、今までも通知等々、行動を取ってきたと考えますので、この提出者の気持ちは十分わかるんですけれども、不採択ということでお願いしたいと思えます。

渡部委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 それでは、御意見なしと認めます。

これより、陳情第1号を採決いたします。不採択との御意見がございますので、これより、本陳情を挙手により採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 少数)

渡部委員長 挙手少数、なしであります。よって、陳情第1号 新型コロナウイルス対策に関する陳情は不採択と決しました。

質疑終了・採 決
挙手少数・不採択

渡部委員長 以上で、本委員会に付託されました議案の審査と陳情の審査が終了いたしました。

一 般 質 問

渡部委員長　これより、本委員会の所管に係る一般質問をお受けしたいと思います。質問はございませんか。陶久副委員長。

陶久副委員長　本会議の御答弁の中に、地域まるごとサポートセンターという言葉をお聞きしました。新しく設置されるセクションらしいですけれども、どのようなことを狙って、どのような体制で臨まれるのか。今現在、わかっている範囲でお聞かせいただけるものがあればお聞かせいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

渡部委員長　石本福祉事務所長。

石本 所長　福祉事務所、石本です。陶久副委員長さんの、地域まるごとサポートセンターについての御質問にお答えいたします。

まず、地域まるごとサポートセンターの業務内容についてのお尋ねでございますが、一つ目として、市内の各相談支援機関が抱えている複雑化、複合化したケースや制度の狭間にあるケースを同センターが受け止め、そのケースをコーディネートすることによって、具体的には、同センターが支援会議を開催し、世帯に対する課題の整理、支援策の検討、役割分担及び支援の評価など、ケース全体のコーディネートを行うことにより、相談支援機関の会議開催等に係る業務負担の軽減を図るとともに、さまざまな角度からの視点に立った支援方法を検討することが可能となると考えております。本人が望む生活に少しでも近づける支援を行ってまいりたいと考えております。

また、二つ目の業務として、地域づくり事業がございますが、この業務は各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うものでございます。

さらに、重要であると認識しております業務は、縦割りの業務体制では解決できない地域課題への対応、本市に不足する社会資源の開発やネットワークの構築等、地域共生社会の実現に向けて取り組みが必要な事柄について、同センターが中心となり、行政の各分野の連携や地域住民の思いや強みを活かしながら、新たな施策の創出や地域課題の解決を図ることだと考えております。

令和5年4月にスタートする同センターは、さまざまな方面からの期待等を寄せられているところではありますが、これらの事業については、すぐに結果が出るものとは考えておらず、一つの課題を解決しながら、関係機関や市民の皆様方のお力添えをいただきながら、地域で助け合い、つながり合って住み続けられるまちづくりの推進のため、着実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上、御答弁といたします。

渡部委員長　陶久副委員長。

陶久副委員長　ありがとうございます。今、伺っていたら、もう非常に広範囲で、深くて、すごく大変な作業になると思います。僕の、いつもの主張なんですけれども、地域包括とか、まるごととかいう言葉を使ったら、それで、はい、できあがりという感じになると思うんですけれども、実際、センターってどこに造るんですか、場所的にいったら。お願いします。

渡部委員長　石本福祉事務所長。

石本 所長 地域共生推進課内に置こうと思っております。

渡部委員長 陶久副委員長。

陶久副委員長 ということは、まさか机1個とかいうことになる可能性があるわけですか。ではないんですね。

実際、これは本当にすごく大切な、いい方向での政策だと僕は思います。ただ、やっぱり、さっきいわれていたとおり、立ち上がってすぐにできる仕事というのはごくごく限られてくると思います。将来、本当に梅檀の香木のようにすばらしい木に育つ可能性もあるけれども、最初は本当に割り箸1本のような苗木なので、これをどうやって1年、2年で支えていくかという体制を理事者側で作ってってもらえるか。ずばっといえば、人的な要素ですよ。ただ、職員の方だけが関わってできるものなのか。専門職といかに連携できるのか。地域包括支援センターとかの連携も当然、必要になってきますけれども、本当にコーディネートというのは大切だと思いますし、大変だと思いますので、そこらをしっかりと、皆さんで支え合って、やっぱり軸になる人材です。それをどれだけ置けるか、置けないかにかかってくると思います。オーバースペックでもいいので、しっかりと腰を入れてスタートを切っていただけたらと思います。

やはり地域包括支援センターにしても、基幹型の地域包括にしても、立ち上がったなと思って、何年か経過したときに、中心的な職員さんが抜けた瞬間にフリーズしてしまうというようなところもありますので、進んで止まるということは、本当にこれは非常に非経済的でもあるし、市民の方にとって大きなマイナスになります。ですから、つまづかないように、グリコにならないようにしっかりと、もう小さな歩幅でも結構ですので、前に前に進んでいただきたいと思いますので、しっかりと頑張ってくださいと思います。応援しておりますので、よろしくをお願いします。

渡部委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡部委員長 質問がないようですので、以上で本委員会の所管に係る一般質問を終結いたします。以上で、本委員会を閉じることにいたします。閉会に当たり、市長から御挨拶をいただきます。表原市長。

表原 市長 本日は、大変長時間にわたりまして、文教厚生委員会を開催いただきましてありがとうございました。そして、提案させていただきました案件につきまして、全て原案どおり御承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。審議の中でも数多くの御意見、御提言を賜りましたので、そちらにつきましては、しっかりと今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じております。今後とも、御指導のほど、何卒よろしくお願いを申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

渡部委員長 これをもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。

閉 会 15:21
